

○景観保全型広告規制地区

甲府市では景観保全のため、設置許可地域のうち次の地域における一部の広告物について、次のとおり高さと面積等の基準を定めております。

1 景観保全型広告規制地区の名称及び区域詳細

名称	区域	
北部景観保全地区	猪狩町	県道甲府昇仙峡線の高成町との境界から猪狩町字的場 521 番 2 地先までの道路端から各 50m 以外の全域（禁止地域を除く）
	川窪町	県道甲府昇仙峡線の高成町との境界から新静観橋までの道路端から各 50m 以外の全域（禁止地域を除く）
	平瀬町	禁止地域及び県道甲府昇仙峡線の金石橋東から櫻橋までの道路端から各 50m 以外の全域
	羽黒町	市街化調整区域
	山宮町	
	上帯那町	禁止地域以外の全域
	下帯那町	
	上積翠寺町	
	下積翠寺町	
	塚原町	
	岩窪町	
古府中町		

名称	区域	
東部景観保全地区	善光寺二丁目	県道善光寺線の県道甲府韮崎線との交差点から J R 中央線ガードまでの道路端から 50m 以内の範囲
	善光寺三丁目	市街化調整区域及び県道善光寺線の善光寺山門前交差点から J R 中央線ガードまで及び県道甲府韮崎線の道路端から 50m 以内の範囲
	善光寺町	禁止地域以外の全域
	東光寺三丁目	県道甲府韮崎線の道路端以南 50m 以内の範囲
	東光寺町	禁止地域以外の全域
	酒折三丁目	県道甲府韮崎線の道路端から 50m 以内の範囲
	酒折町	禁止地域以外の全域
	桜井町	国道 140 号の北側道路端から 50m 以北で禁止地域を除く範囲
横根町	国道 140 号の北側道路端から 50m 以北の範囲	

※北部景観保全地区と東部景観保全地区は隣接しております。

名称	区域	
南部景観保全地区	右左口町	国道 358 号の右左口町字上の原 788 番 3 地先から右左口交差点までの道路端から各 50m 以内を除く全域（禁止地域を除く）
	下曽根町	国道 140 号の中央市との境界から国道 358 号との交差点まで及び国道 358 号の国道 140 号との交差点から上曽根町との境界までのそれぞれ南側道路端から 50m 以内の範囲、並びに下曽根地区工業等導入地区を除く全域
	上向山町	国道 358 号の道路端から各 50m 以内の範囲を除く全域
	下向山町	禁止地域以外の全域
	心経寺町	
	中畑町	国道 358 号の中畑町字諏訪前 198 番 6 地先から右左口交差点までの各 50m 以内を除く全域（禁止地域を除く）

## 2 規制内容

### (1) 屋上に設置される広告物に係る基準

高さ	面積
5 m 以下とする。	1 面あたり最大 4 m <sup>2</sup> 以下とする。

### (2) 建植する広告物に係る基準

#### 自家用広告物

高さ	面積
5 m 以下とする。	1 面あたり最大 4 m <sup>2</sup> 以下とする。

#### 自家用以外の広告物（道標・及び案内図を除く）

許可しないものとする。
-------------

### (3) その他の広告物に係る基準

上記以外の基準については、その場所が属する第 1 種許可地域または第 2 種許可地域としての基準が適用されます。